

# 文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

## 1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区福祉サービス第三者評価事業補助金								
根拠規定等	文京区福祉サービス第三者評価事業補助要綱								
創設年月	平成	18	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	7年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	26	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年		
見直しの内容	補助対象サービスの削除・追加								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	1 社会福祉費	4 福祉事業費	9 福祉サービス第三者評価事業	1 福祉サービス第三者評価事業				
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	福祉サービスを利用する区民への情報提供の促進及び事業者のサービスの質向上に寄与する						
補助事業等の内容	福祉サービス提供事業者が福祉サービス第三者評価を受ける際の費用の一部を補助						
補助対象経費の内容	第三者評価を受けるための契約費用。ただし、各区分に応じて定める額を限度とする						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/2, 10/10 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 居宅系サービス・・・1/2又は15万円のうち、いずれか少ない額。施設系サービス・・・1/2又は30万円のうち、いずれか少ない額。ただし、認知症対応型共同生活介護、認証保育所(A型、B型)等については対象経費又は60万円のうち、いずれか少ない額。						
公 募 の 状 況	ホームページ、区報、ポスター掲示などにより、広く補助金の申請を受け付けている						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独                   負担割合 区 1/4,0 国 - 都 1/4,10/10 補助対象者 1/2,0						
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	福祉サービスを求める区民への情報提供を促進している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	福祉サービス第三者評価事業は、地域福祉保健計画の計画事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区民への情報提供促進、事業者サービスの質向上の両面から、区が一定の補助をすべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	各種サービスの実態を広く区民に認知・活用してもらうためには不可欠の事業である。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	公募などにより、申請の機会は公平に確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に定められた要件に従って審査されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	効果的な代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	認知効果の向上により、年々、交付実績が増加している。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	認知効果の向上により、年々、交付実績が増加している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	提供情報の増加とサービスの質向上によって、事業の実施効果が区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	事業内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	適正な会計処理であること、適正な使途であることを確認している。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	14	13	19	21
決算(予算)額	4,185	4,442	6,332	10,200
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	3,832	7,800	6,050	9,600
その他	0	0	0	0
一般財源	353	-3,358	282	600
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	26年度は、通所介護(居宅)4件、介護老人福祉施設1件、認証保育所(A型)4件、認知症グループホーム6件、小規模多機能(予防介護)型居宅介護3件、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1件、計19件の受審補助を実施した。25年度の都支出金については、清算により次年度に返還をしている。			

### 5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。